

教育課程の編成について (中学校)

第 1 章 教育課程の編成

1 趣 旨

令和 3 年度からの新中学校学習指導要領に基づく教育課程の全面実施に備え、これまで各中学校においては、平成 30 年度から令和 2 年度の間には新教育課程へ円滑に移行できるよう、大阪府中学校教育課程移行措置要領等を活用し、現行の教育課程に適切な措置を図ってきたところである。この度、令和 3 年度からの教育課程の編成にあたり、基本的事項や編成の要領をここに示すものである。

2 基本方針

日本国憲法、教育基本法等にのっとり、人間尊重の精神と態度を養うとともに、心豊かな人間の育成をめざした教育の推進を基本理念とした教育課程の編成を図らなければならない。

そのためには、「大阪府教育振興基本計画」及び「学校運営の指針」等を踏まえ、教育の目的及び目標の達成をめざしつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするために必要な教育内容を構成する必要がある。

また、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要である。

第2章 教育課程の編成における一般的留意事項

1 中学校教育の基本と教育課程の役割

(1) 教育活動を進めるに当たって

教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次に掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことをめざす。

ア 基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。

イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努める。学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行う。

ウ 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現をめざした教育の充実に努める。

(2) 生きる力を育むために

豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことをめざすに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。）の指導を通してどのような資質・能力の育成をめざすのかを明確にししながら、教育活動の充実に努める。その際、次に掲げることが偏りなく実現できるようにする。

ア 知識及び技能が習得されるようにすること。

イ 思考力、判断力、表現力等を育成すること。

ウ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

(3) カリキュラム・マネジメントについて

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るよう努める。

2 教育課程の編成

(1) 各学校の教育目標と教育課程の編成について

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通じて、育成をめざす資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める。その際、各学校が総合的な学習の時間に定める目標との関連を図る。

(2) 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成について

ア 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。

イ 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図る。

(3) 教育課程の編成における共通的事項について

ア 内容等の取扱い

(ア) 各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱う。

(イ) 学校において特に必要がある場合には、内容を加えて指導することができる。ただし、各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

(ウ) 各教科、道徳科及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

(エ) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができる。

(オ) 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、学習指導要領において特別の教科道徳に示されている内容とし、その実施に当たっては、総則第6に示されている道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

イ 授業時数等の取扱い

- (ア) 中学校における授業時数は、次の表に定める時数を標準とし、1 単位時間は 50 分とする。

| 区分 | | 第 1 学年 | 第 2 学年 | 第 3 学年 |
|-----------------|-----------|--------|--------|--------|
| 各教科の授業時数 | 国 語 | 140 | 140 | 105 |
| | 社 会 | 105 | 105 | 140 |
| | 数 学 | 140 | 105 | 140 |
| | 理 科 | 105 | 140 | 140 |
| | 音 楽 | 45 | 35 | 35 |
| | 美 術 | 45 | 35 | 35 |
| | 保 健 体 育 | 105 | 105 | 105 |
| | 技 術 ・ 家 庭 | 70 | 70 | 35 |
| | 外 国 語 | 140 | 140 | 140 |
| 特別の教科である道徳の授業時数 | | 35 | 35 | 35 |
| 総合的な学習の時間の授業時数 | | 50 | 70 | 70 |
| 特別活動の授業時数 | | 35 | 35 | 35 |
| 総授業時数 | | 1015 | 1015 | 1015 |

備考 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

- (イ) 各教科等の授業は、年間 35 週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。
- (ウ) 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
- (エ) 各教科等のそれぞれの授業の 1 単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、各学校においては、生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できる。
- (オ) 各教科等の特質に応じ、10 分から 15 分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が

整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。

(カ) 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(4) 指導計画の作成等に当たって

次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成する。

ア 各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。

(5) 学校段階等間の接続について

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図る。

ア 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫する。

イ 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫する。

3 教育課程の実施と学習評価

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ア 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。特に、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。
- イ 言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実する。あわせて読書活動を充実する。
- ウ 情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る。
- エ 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫する。
- カ 各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫する。
- キ 生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習が促されるよう工夫する。
- ク 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実する。

(2) 学習評価の充実

- ア 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにする。また、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす。
- イ 学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫する。

4 生徒の発達の支援

(1) 生徒の発達を支える指導の充実について

- ア 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図る。
- イ 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図る。

- ウ 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行う。
- エ 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図る。

(2) 特別支援教育の充実について

- 「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に向けて、障がいのある生徒については、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成し活用するとともに、教科等の指導にあたっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、「個別の指導計画」を作成し活用することに努める。
- ア 障がいのある生徒を指導するにあたり、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、自閉症、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などのほか、発達障がいの可能性のある場合も含め、障がいの種類や程度を的確に把握する。
 - イ 生徒一人一人の障がいの状態等により、学习上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の困難に応じた指導内容や指導方法を工夫し、適切な指導を行う。
 - ウ 校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める。
 - エ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」については、特別支援学級の在籍や通級による指導を受ける生徒について必ず全員作成し、効果的に活用するとともに、通常学級に在籍する障がいのある生徒についても作成・活用に努める。また、これら2つの計画については、保護者の同意を事前に得るなど個人情報適切な取扱いに十分留意するとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図っていく。
 - オ 特別支援学級に在籍する生徒の障がいの種類や程度等により、障がいのない生徒に対する教育課程をそのまま適用することが適当でない場合には、特別支援学校の学習指導要領に示されている自立活動のほか、各教科等の目標や内容を下学年の教科の目標や知的障がい特別支援学校の各教科に替えるなどして、実態に応じた特別の教育課程を編成すること。
 - カ 通級による指導においては、特別支援学校の学習指導要領に示されている自立活動を参考として具体的な目標や内容を定めるとともに、各教科等

との関連を図る。また、他校で通級による指導を受ける場合には、学校間・担当教師間が連携し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等を円滑に行うよう配慮する。

- キ 障がいのある生徒に対する配慮等の必要性を学校全体で共通理解し、教師間の連携に努める。また、集団指導においては、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、生徒に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築く。
- ク 障がいのある生徒とそうでない生徒の交流及び共同学習は、双方の生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、双方の教育課程に見合った適切な活動を設定する。

(3) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒等、外国につながる生徒の指導について

海外から帰国した生徒や外国人の生徒等、外国につながる生徒については、当該生徒が、安全・安心な教育環境の中で学校生活を円滑に送れるよう、適切な指導を行う。

- ア 当該生徒の受入れにあたっては、主に共生(適応)、アイデンティティ、言語、学力の4点について、一人一人の実態をきめ細かく的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう配慮する。
- イ 当該生徒の生活経験やものの見方・考え方、感情や情緒、言語等の特性を、本人が各教科等の学習に生かすことができるよう配慮する。
- ウ 他の生徒についても、当該生徒と共に学ぶことを通じて、相互に長所や特性を認め、共に生きていこうとする姿勢を育てるとともに、各教科・領域等の機会を通じて多様な言語・生活様式・文化に触れ親しむことで国際理解を深め、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成する。
- エ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒等、外国につながる生徒については、日本語の能力が不十分であったり、学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じたりする場合があるため、「初期支援教室(プレクラス・プレスクール)」「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」「日本語指導員・母語支援員等によるその他の日本語指導」を中心に、各学校において当該生徒にかかる特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた指導を行うよう工夫する。
- オ 特別の教育課程による日本語指導を行う場合は、通常の学級担任、通級による指導の担当者、日本語指導に関する日本語指導員・母語支援員等が連携し、生徒一人一人の指導の目標及び指導内容を明確にした「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成するとともに、全ての教職

員・日本語指導員・母語支援員等が協力しながら、学校全体で組織的・計画的に対象となる生徒を支援する体制を構築する。また、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、定期的に見直して更新し、小中連携体制のもと、小学校・中学校にわたって継続した指導が行えるよう配慮する。

カ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒等、外国につながる生徒が安全・安心な教育環境の中で、学校生活を円滑に送れるようにするために、教師自身が当該生徒の言語的・文化的背景に関心をもち、人間関係を好ましいものにするよう学級経営等において配慮する。

また、外国につながる生徒については、課外において当該国の言語や文化の学習の機会を設けることに配慮する。

(4) 不登校生徒への配慮について

ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立をめざす観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間中学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒を対象として特別の教育課程を編成する場合には、実態に配慮した教育課程を編成するとともに、指導方法や指導体制の工夫改善に努める。

ウ 各学校における「不登校対策会議」等において、情報を教職員で共有し、「生徒理解・支援シート」として「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用するなど適切に取り組む。

(5) 夜間学級在籍生徒への配慮について

ア 夜間学級にて、学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにする。

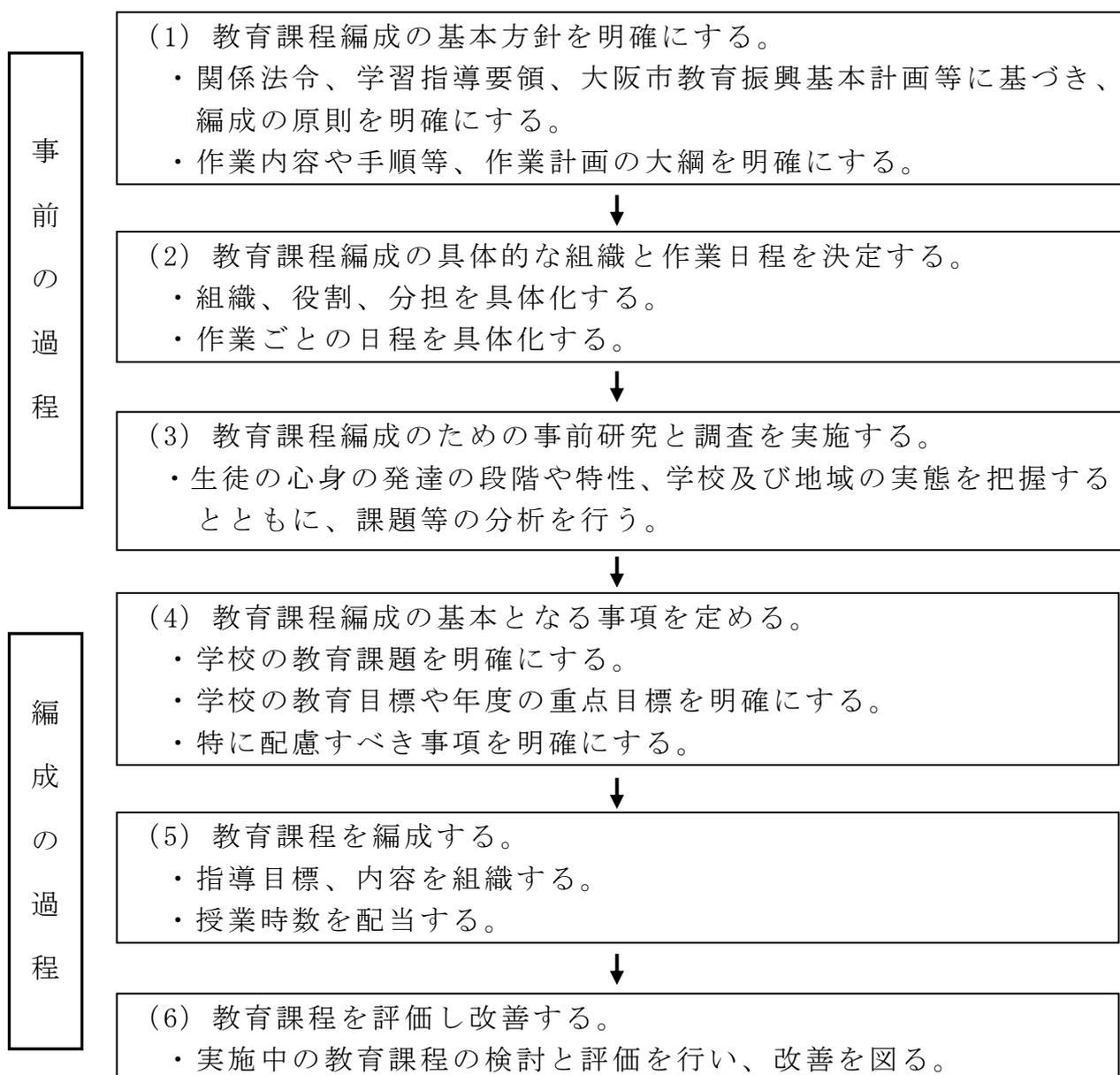
イ 学齢を経過した者を教育する場合には、指導方法や指導体制の工夫改善に努める。

第3章 教育課程編成の要領

1 教育課程編成の手順

教育課程の編成に当たっては、それぞれの学校がその実態に即して、創意工夫を重ねながら、具体的な手順を考えるべきものである。

したがって、ここでは編成の手順の一例を示すこととする。



2 教育課程編成の方針

(1) 目標の設定

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を的確に把握し、学校教育全体及び各教科等の指導を通じてどのような資質・能力の育成をめざすのかを明らかにしながら、実態やねらいを十分に反映した具体性のある学校教育目標を設定する必要がある。

年度目標は、学校教育目標を具体化し、その年度における教育活動の実践目標として設定するものである。したがって、その年度の課題を重点的に取り上げ、年々、その積み上げによって学校教育目標が達成されるよう、発展的・組織的に設定することが大切である。

(2) 指導目標・内容の組織と授業時数の配当

教育課程は、生徒の人間形成をめざす学校の教育活動全体の中で、学校教育目標や年度目標をどのように達成するのか、また、各教科等の指導においてどれだけの時数を配当するのか等を示すものである。

したがって、課題と教育目標の共有を図ったうえで、指導目標・内容の組織と授業時数の配当に当たっては、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、生徒や学校及び地域の実態等を考慮し、関係法令、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画等に基づいて、適切に組織する必要がある。

3 指導計画の作成

(1) 教育課程と指導計画との関連

教育課程は、学校の教育目標を達成するための組織的・全体的な計画であるが、指導計画は各教科等について、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、教材、時数配当等を定めたより具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは、単元、題材、主題ごとの指導案にいたるまで、各種のものが考えられる。

(2) 指導計画の内容

教育課程に示された各教科等の内容を展開するためには、次の点に留意しなければならない。

ア 目標の設定

各教科等の目標を達成するため、指導事項についての具体的な目標を設定する。

イ 単元（主題・題材等）の配列

具体的な目標を達成するために必要な項目を系統的・発展的に配列する。

ウ 学習活動の組織化と指導方法の工夫

教師の指導事項と生徒の主体的な学習活動を目指して組織化し、様々な指導方法を工夫する。

エ 教材・教具等の関連

教材・教具等を指導目標が達成されるよう整備し、学習内容や学習活動との関連を図る。

オ 時数の配当

指導内容との関連において、年間、学期、月、週ごとの授業時数を定める。

カ 評価

評価の観点・時期・方法等の計画を立て、指導方法等の改善を図る。

4 教育課程の改善と学校評価等

- (1) 各学校においては、校長の方針のもとに、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努める。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意する。
- (2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意する。
- (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意する。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。
- (4) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めるとともに、他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校など学校間の連携や交流を図るよう留意する。